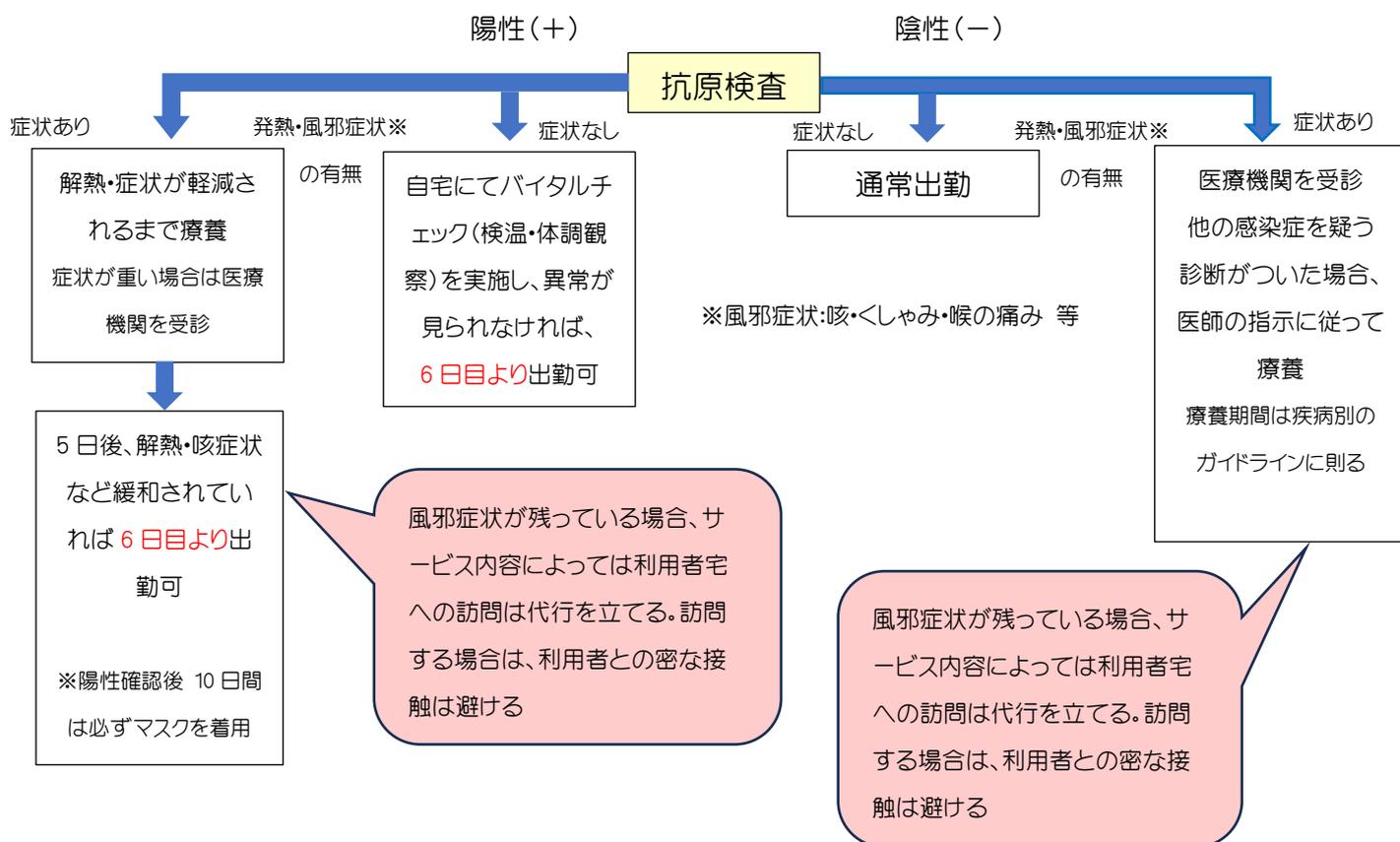


## コロナ発症時の出勤可否の判断について

### ① 職員・ヘルパーに感染が疑われる場合

**抗原検査で陽性がでた場合:その日から出勤停止(5日間)**



### ② 職員・ヘルパーの家族が感染した場合

抗原検査を実施。上記フローに準ずる。抗原検査が陰性だった場合で、風邪症状がない場合は、5日間はバイタルチェック(検温・体調観察)を実施。サービス内容によっては、代行を立てる。(職員・パートヘルパー共通)

【職員の場合】 人的余裕があれば、事務所への出勤も控える(5日間)

**①・②いずれの場合でも、すみやかに事務所に連絡・相談を！**

感染症流行時は、サージカルマスクを必ず着用して利用者と接するようにしてください